

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【規則】 ○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則 ○ 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則を廃止する規則 ○ 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則 ○ 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則 （以上県例規集掲載） 【訓令】	行政改革推進室 〃 環境企画課 生活衛生課 〃 農政企画課 港湾課 都市計画課	目次 ○ 岡山県情報システム運営規程の一部改正（県例規集掲載） 【告示】 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正（県例規集掲載）	情報政策課 生活衛生課

に改める。

第十七条第二項を削る。

第十八条第二項第九号中「こと」を「こと（デジタル推進課の分掌に属するものを除く。）」に改める。

第十九条を次のように改める。

（デジタル推進課の事務）

第十九条 デジタル推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政のデジタル化の総合調整に関すること。
 - 二 高度情報化及びIT戦略の推進に関すること。
 - 三 電子自治体の推進に関すること。
 - 四 行政手続に係る電子申請の利活用の促進に関すること。
 - 五 事務改善のうちITを活用したものに関すること。
 - 六 岡山情報ハイウェイに関すること。
 - 七 情報システム及び情報セキュリティに関する企画立案、連絡調整、啓発及び指導に関すること。
 - 八 全庁で利用する情報システムの整備、管理及び運営に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
 - 九 社会保障・税番号制度に関する総合調整に関すること。
 - 十 情報通信サービスの役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査に関すること。
- 第二十五条の五を削り、第二十五条の六を第二十五条の五とし、第二十五条の七を第二十五条の六とし、第二十五条の八を第二十五条の七とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三行政改革推進室の部の次に次のように加える。

別表第三 行政改革推進室の部	1 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の施行に関する事務（他課に属するものを除く。）	1 入札参加資格の審査及び再審査（第6条，第13条）													
		2 入札参加の停止及び当該停止の期間の短縮並びに入札参加資格の取消し（第10条，第11条）													

別表第三財産活用課の部9の項中「（平成19年岡山県告示第332号）」を削り、同項1の合議先欄中

を「に改め、同項2の合議先欄中

情報政策課長
用度課長

を

に定める。

情報政策課長
用度課長

を

別表第三情報政策課の部を削る。

別表第三用度課の部6の項1の合議先欄中

財産活用課長
情報政策課長

を

--

に改め、同項2の合議先欄中

財産活用課長
情報政策課長

を

--

に改める。

第二条 岡山県事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部9の項7中「第52条」を「第55条」に改め、同項11中「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年岡山県条例第21号）による改正前の食品衛生法施行条例（平成12年岡山県条例第37号）別表第1の第3の1、別表第2の第3」を「第71条の2」に改め、同11を同項13とし、同項10中「第59条」を「第64条」に改め、同10を同項12とし、同項9中「第55条、第56条」を「第60条、第61条」に改め、同9を同項11とし、同項8中「第54条」を「第59条」に改め、同8を同項10とし、同項7の次に次のように加える。

8 営業の届出の受理（第57条）									○	保健所長	
9 自主回収の着手及び状況の届出の受理（第58条）									○	保健所長	

別表第三生活衛生課の部中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から22の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三生活衛生課の部23の項中1から3までを削り、同項4を同項1とし、同項を同部22の項とする。

別表第三生活衛生課の部中24の項3を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

3 自主回収の着手及び状況の届出の受理（第10条の2）									○	保健所長	
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------	--

別表第三生活衛生課の部24の項を同部23の項とする。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第十四号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「時間」の下に「並びに公表の方法及び期間」を加える。

第七条中「二以上」を「一以上」に改め、「とし、縦覧場所には縦覧簿を備え付けるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第七条の規定により実施計画書をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。

第八条第五号中「時間」の下に「並びに公表の方法及び期間」を加える。

第十条第二号中「及び時間」を「時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び閲覧した者の数」に改め、「並びに縦覧簿の写し」を削る。

第十一条第一項第六号中「時間」の下に「並びに公表の方法及び期間」を加える。

第十四条中「縦覧」の下に「及び公表」を加える。

第十五条第五号中「時間」の下に「並びに公表の方法及び期間」を加える。

第二十条第二号中「及び時間」を「時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び閲覧した者の数」に改め、「並びに縦覧簿の写し」を削る。

第二十三条第一号中「。」の下に「であって、修正後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とする。

第二十五条中「並びに縦覧の時間及び場所は」を「縦覧の時間及び場所並びに公表の方法は」に、「公告の方法並びに縦覧の時間及び場所に」を「規定による公告の方法、縦覧の時間及び場所並びに公表の方法に」に改める。

第二十六条第五号中「時間」の下に「並びに公表の方法及び期間」を加える。

第二十九条第一号中「。」の下に「であつて、変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三十六条第三項中「条例第二十三条第二項中」を「同条第二項中」に、「条例第二十三条第三項」を「同条第三項」に改める。

別表五の項り中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五条第一項第六号、第七条、第八条第五号、第十条第二号、第十一条第一項第六号、第十四条、第十五条第五号、第二十条第二号、第二十五条又は第二十六条第五号の規定は、この規則の施行の日以後に送付された岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）第五条第一項に規定する実施計画書、同条例第十二条第一項に規定する準備書及び要約書又は同条例第十九条第二項に規定する評価書について適用する。

◎岡山県規則第十五号

岡山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則

岡山県魚介類行商条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十六号

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則を廃止する規則

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則（平成十八年岡山県規則第百五十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第十七号

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県の知事」を「都道府県知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市若しくは特別区の長（以下この条及び第九条第二号において「都道府県知事等」という。）」に、「関する試験」を「関する試験（知事が認めるものに限る。）」に、「当該知事」を「当該都道府県知事等」に改める。

第五条第一項第一号中「の写し」を削り、同条第二項第二号中「都府県名」を「都道府県、市又は特別区の名称」に改める。

第六条第二号中「都道府県」の下に「、市又は特別区」を加える。

第九条第二号中「第四条の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長」及び「知事又は市長」を「都道府県知事等」に改める。

第十四条第二項第一号を次のように改める。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号の飲食店営業、同条第四号の魚介類販売業、同条第十六号の水産製品製造業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業又は同条第二十八号の複合型冷凍食品製造業の営業許可を受けた、又は受けようとしている旨

第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表の備考第五号中「漁業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十号）第一条の規定による改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第四項に規定する」を「次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた」に改め、同号に次のように加える。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ハ 熊本県天草上恵比須鼻から大矢野岳に至る直線

ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条」を「―第二十七条の二」に改める。

第二条第一項中「利用許可申請書（様式第一号）を」を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「利用変更許可申請書（様式第二号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第六条中「使用料減免申請書（様式第三号）又は手数料減免申請書（様式第四号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第八条中「種きん」及び「種きんでない鶏、種卵」を削る。

第九条中「種畜等譲渡申請書（様式第五号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十一条中「及び請書（様式第六号）をセンター長に提出して」を削る。

第十四条第一項中「又は種きん」を削り、同条第二項中「種きんでない鶏及び種卵」及び「成績報告書（様式第七号から様式第十一号まで）により」を削る。

第十五条中「種畜預託申請書（様式第十二号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十六条中「申請書」を「規定による申請」に改める。

第十九条中「種畜精液譲渡申請書（様式第十三号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第二十条中「飼料分析依頼書（様式第十四号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第二十一条第一項中「雌雄判別の実施を希望する日の三週間前までに、受精卵雌雄判別申込書（様式第十五号）を」を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「申込書」を「規定による申請」に、「依頼者」を「申請者」に改め、同条第三項を削り、

同条第四項中「依頼者は、第二項」を「申請者は、前項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 申請者は、雌雄判別の結果により生じた余剰卵の凍結を希望する場合は、センター長に申請しなければならない。

第二十一条第五項中「雌雄判別」の下に「及び凍結」を加え、「依頼者」を「申請者」に改める。

第二十二条中「委託試験（研究）依頼書（様式第十七号）」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第二十三条中「依頼書」を「規定による申請」に、「依頼者」を「申請者」に改める。

第二十六条中「木材加工機械器具」を「施設又は設備」に改め、「利用許可申請書又は利用変更許可申請書に、」を削り、「を貼つて」を「により」に改める。

第二十七条中「木材等試験依頼書（様式第十八号）」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第三章中第二十七条の次に次の一条を加える。

（研修室等）

第二十七条の二 研修室（大）、研修室（小）、森の館研修室及び木材加工研修室（次項において「研修室等」という。）の利用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 研修室等の休館日は、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日とする。

第二十八条中「魚病検査依頼書（様式第十九号）」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第四十六条第二項中「（平成元年岡山県条例第二号）」を削る。

様式第一号から様式第十九号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「様式第一号の許可申請書に」を削り、「指定管理者（条例第三条）を「指定管理者（同条）」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第三条中「様式第二号の許可申請書に」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第四条第一項中「様式第三号の許可申請書を」を削り、「定める許可申請書を」を「定める許可申請書により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第五条中「様式第四号の届書を」を削り、「定める届書を」を「定める届書により」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第七条第一項中「様式第五号、様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号又は様式第十三号の許可申請書を」を削り、「定める許可申請書を」を「定める許可申請書により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に規定する様式に準じた許可申請書を」を削り、「定める許可申請書を」を「定める許可申請書により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第八条中「第八条の規定による」を「第八条第一項に規定する」に改め、「係留施設（」の下に「ビジーバース及び」を加え、同条ただし書中「予定しがたい」を「予定し難い」に改める。

第十条中「様式第十四号の許可申請書を」を削り、「定める許可申請書を」を「定める許可申請書により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

本則に次の一条を加える。

（その他）

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十四号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年五月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第一号）を正副二通知事に提出」を「知事が別に定めるところにより申請」に改め、同条第二項中「申請書」を「申請」に改める。

第四条中「屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届（様式第二号）を」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十一条第一項中「屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書（様式第三号）を正副二通知事に提出」を「知事に申請」に改め、同条第二項中「により、」を「による」に、「について」を「の報告は」に、「申請書に屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（様式第四号）を添えて知事に提出」を「規定による申請と併せて」に改める。

第十二条第一項中「屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書（様式第五号）を正副二通知事に提出」を「知事が別に定めるところにより申請」に改める。

第十五条中「様式第六号」を「様式第一号」に改める。

第十六条中「屋外広告物（掲出物件）除却完了届（様式第七号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第十七条中「様式第八号」を「様式第二号」に改める。

第十七条の三中「様式第八号の二」を「様式第三号」に改める。

第十七条の四中「様式第八号の三」を「様式第四号」に改める。

第十八条中「様式第九号」を「様式第五号」に改める。

第十九条中「屋外広告物管理者設置届（様式第十号）又は屋外広告物設置者（管理者）変更届（様式第十一号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第二十二条第一項中「屋外広告業登録申請書（様式第十二号）」を「知事が別に定めるところにより」に改め、同条第三項中「屋外広告業登録済証（様式第十三号）」を

交付することにより、」を削る。

第二十二條の二第三項及び第四項を削る。

第二十二條の三第一項中「屋外広告業登録事項変更届出書（様式第十六号）に添付しなければ」を「添付して知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改める。

第二十二條の四中「屋外広告業廃業等届出書（様式第十七号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第二十二條の五第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 営業所名

第二十二條の五第二項を削り、同条第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第二十一條の十二の標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

第二十二條の八第一項中「特例屋外広告業届出書（様式第二十号）を知事に提出しなければ」を「知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改め、同条第三項中「様式第二十一号によるもの」を「次のとおり」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「登録番号」とあるのは、「届出番号」と読み替えるものとする。

第二十二條の八第三項に次の各号を加える。

一 標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

二 次に掲げる事項を記載すること。

イ 代表者の氏名（特例屋外広告業者が法人である場合に限る。）

ロ 届出年月日

ハ 届出有効期間

二 営業所名

ホ 業務主任者の氏名

第二十二條の八第四項中「特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第二十二号）を知事に提出しなければ」を「知事に届け出なければ」に改め、同条第五項中「特例屋外広告業届出事項変更届出書に添付しなければ」を「添付して知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改め、同条第六項中「屋外広告業廃業等届出書（様式

第十七号)を知事に提出しなければ)を「知事が別に定めるところにより届け出なければ)に改め、同条第七項中「特例屋外広告業届出済証(様式第二十三号)を交付する)を「その旨を通知する)に改める。

第二十三条第二項中「公告)を「公表)に改め、同条第四項中「屋外広告物講習会受講申込書(様式第二十四号)を知事に提出)を「知事が別に定めるところにより申請)に改め、同条第五項中「屋外広告物講習会修了証書(様式第二十五号)」を「当該講習会を修了した旨を証する書面)に改め、同条第六項中「公告)を「公表)に改める。

第二十四条第二項中「様式第九号)を「様式第五号)に改める。

第二十五条の見出しを「(申請手続き等)」に改め、同条中「により知事に提出する書類)を「の規定による申請、届出及び報告)に、「書類を)を「ものを)に、「提出しなければ)を「しなければ)に改め、同条の次に次の一条を加える。

(その他)

第二十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第五号までを削り、様式第六号を様式第一号とし、様式第七号を削り、様式第八号を様式第二号とし、様式第八号の二を様式第三号とし、様式第八号の三を様式第四号とし、様式第九号を様式第五号とし、様式第十号から様式第二十五号までを削る。

第二条 岡山県屋外広告物規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該広告物等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める点検の結果を併せて報告しなければならない。

一 条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高

さが四メートルを超えるもの 条例第十二条の三第三項本文の規定による点検の

結果

二 条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高

さが四メートル以下のもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める点検の

結果

ア 条例第十二条の三第二項本文の規定による点検のみを行った場合 当該点検の結果(ただし、広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従

前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。）

イ 条例第十二条の三第三項本文の規定による点検を行つた場合 当該点検の結果

第十一条第二項中「条例第十二条の三」を「第十二条の三第四項」に改め、「未満の場合」の下に「（地上から広告物等の上端までの高さが四メートルを超える場合を除く。）」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（点検等）

第十一条の二 条例第十二条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 取付け部分の変形又は腐食
- 二 主要部材の変形又は腐食
- 三 ボルト、ビスその他の固定用金具のさび
- 四 表示面の汚染、変色又は剥離
- 五 表示面の破損
- 六 その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

2 条例第十二条の三第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、広告物等の形状により点検を要さない事項については省略することができるものとする。

- 一 基礎部及び上部構造
 - ア 上部構造全体の傾斜又はぐらつき
 - イ 基礎のひび割れ、支柱と根巻き部分との隙間又は支柱のぐらつき
 - ウ 鉄骨部のさびの発生又は塗装の老朽化
- 二 支持部
 - ア 鉄骨接合部の腐食、変形又は隙間
 - イ 鉄骨接合部の緩み又は欠落
- 三 取付部
 - ア アンカーボルト及びプレートの腐食又は変形
 - イ 溶接部又は充填料の劣化その他の異常
 - ウ 取付部周辺の異常

四 広告板

- ア 表示面の腐食、破損、変形又はボルト、ビスその他の固定用金具の欠落
- イ 表示面板及び側板を押さえる部品の腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損
- ウ 底部の腐食又は水抜穴の詰まり

五 照明装置

- ア 不点灯又は不発光
- イ 取付部の破損、変形、さび又は漏水
- ウ 周辺機器の劣化又は破損

六 その他

- ア 付属部材の腐食又は破損
- イ 避雷針の腐食又は破損

ウ その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

3 条例第十二条の三第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

- 二 建築基準法施行規則（昭和二十五年省令第四十号）第六条の六の表（一）の項（は）欄に規定する特定建築物調査員

- 三 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表（検定種目の欄）中建築施工管理又は電気工事施工管理の技術検定に一級の区分で合格した者であつて、条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者

- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者であつて条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者

- 五 知事が別に認める広告物等の点検に係る技能講習を修了した者

4 条例第十二条の三第三項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、従前の設置の許可期間が一月以内のもの又ははり紙若しくははり札等の場合若しくは建築物に直接塗装して表示されているものとする。

5 条例第十二条の三第四項の規定による報告は、申請前三月以内に行つた点検の結果によるものとする。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

6 条例第七条第一項の規定による許可の期間が一年を超える場合は、当該期間中に実施した条例第十二条の三第二項又は第三項に規定する点検の結果を、当該期間が終了するまでの間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県情報システム運営規程（平成二十七年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二条第五号中「県民生活部情報政策課長」を「総務部デジタル推進課長」に改める。
第十二条中「県民生活部長」を「知事」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和3年3月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百十九号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表出先機関の部保健所の項1中「~~第52条第1項~~」を「~~第55条第1項~~」に改め、同項中50から54までを削り、55を50とし、56から61までを五ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和三年六月一日から施行する。